

大木町内の保育所等における避難情報発令時の対応ガイドライン

(令和3年6月)

1 目的

台風や豪雨などに伴う避難情報が発令された場合、保育所等には園児や保育従事者の生命と身体の安全を守るための早急な判断と対応が求められます。

そこで、大木町内における避難情報発令時の保育所等の対応について、ガイドラインを定めます。

2 住民が取るべき行動

発令される警戒レベルごとに、住民がとるべき行動が示されています。乳幼児とその支援者は「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令された時点で避難行動をとるべきとされています。

警戒レベル	住民がとるべき行動	町からの避難情報等
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる	緊急安全確保
警戒レベル 4	<ul style="list-style-type: none">・速やかに避難・命を守る避難行動をとる	避難指示
警戒レベル 3	<ul style="list-style-type: none">・避難に時間を要する人（高齢者・障がいのある方、<u>乳幼児等</u>）と<u>その支援者</u>は避難行動をとる・その他の方は避難行動の準備をとる	高齢者等避難
警戒レベル 2	避難に備え、自らの避難行動の確認をする <ul style="list-style-type: none">・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を確認・避難情報の避難手順の確認、注意 等	大雨・洪水 高潮注意報 (気象庁)
警戒レベル 1	災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none">・防災気象情報等の最新情報に注意	早期注意情報 (気象庁)

3 保育所等の対応基準

「住民が取るべき行動」を踏まえ、町からの避難情報等が発令された場合の対応、及び発令が解除された場合の保育所等の対応の基準は次のとおりとします。なお、警戒レベル（避難情報等）が発令又は解除された場合の対象は、**発令対象地区に所在する全ての保育所等**とします。

(1) 「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベル（避難情報等）	保育所等の対応	対象の保育所等
警戒レベル3 （高齢者等避難）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該日は「休園」とする。 ・保護者への緊急連絡に努める 	発令対象地区に所在する全ての保育所等
警戒レベル4 （避難指示）		
警戒レベル5 （緊急安全確保）		

(2) 「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル（避難情報等）	保育所等の対応	対象の保育所等
警戒レベル3 （高齢者等避難）	<p>【園児の安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、予め保護者へ周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、他の避難所又は園内の方が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 <p>【保護者への連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ「施設等の状況」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかな迎えの依頼」を連絡するよう努める。 	発令対象地区に所在する全ての保育所等
警戒レベル4 （避難指示）		
警戒レベル5 （緊急安全確保）		

(3) 避難情報発令解除後の対応（*施設の被害状況による）

時点	保育所等の対応
午前6時までに解除	<ul style="list-style-type: none"> ・開園（開園時間及び給食の有無は園の判断）
午前6時から開園時刻までに解除	<ul style="list-style-type: none"> ・原則開園。ただし状況により休園（開園時間及び給食の有無は園の判断） ・休園の場合は、保護者への休園の連絡
開園時間中に避難情報等が発令され、開園時間中に解除	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況等に応じた対応をしつつ、保育を継続 ・必要に応じ、保護者へ「施設等の状況」を連絡